

令和7年第12回（11月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月26日（水）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和7年第12回（11月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>村井会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆様、第12回農業委員会総会にご出席頂きましてありがとうございます。先月12・13日と能登演劇堂にて行われました石川県農業委員大会への参加もありがとうございました。また、その席上で表彰されました皆様方においてはお祝い申し上げます。大会の中でお話がありましたが、今年3月に策定されました各集落の地域計画を見直すこととなっていることから、皆様方も地域の方ではコーディネーターとしてご参加頂ければと思っております。</p> <p>それから農産物の関係では、最盛期である高松紋米柿については、現在最終選果に入っております。一昨年よりスマートフレッシュや氷温貯蔵など行い少しでも出荷のピークをなだらかにして価格が低下しないようにしている状況であります。当初計画の荷受けは60トンの予想をしておりましたが、今年は84トンの荷受けがありまして計画を超えております。昨年は136トンでしたので、今年は隔年結果により見込みを懸念しておりましたが、計画を超える量でしたので、農家の方々の技術の向上もあつたのかなと思っております。</p> <p>それから長いのですが、各個人では差がありますが、だいたい平年並みであります。2L, 3Lを中心に販売しておりますが、収量についても平年並みとのことです。大根の方では、今年は夏が暑かったという事で、種まきの時期は平年通り行いましたが、収穫が高温のため1週間程遅れまして10月9日頃に出荷されております。価格については、当初は高価格でしたが、10月中旬になりますと平年並みとなっております。また、お米の関係ですが、報道などでも言われておりますが、新米がここにきて全く売れない状況になっております。農協の方では通常ですと10トン車で毎日2台、3台と出荷されておりますが、今年は本当に出ておりません。全国的な状況であるようでして、価格が高いという事で新米の売れ行きが悪くなっておりますが、おそらく来年1月頃になれば価格は下がってくるのかなと思っております。</p> <p>また、農業政策の関係では、令和9年に水田農業政策の見直しが予定されております。これから議論されるところですが、農業委員会としても特に安定した農家の所得が受けれる水田農業政策を実現して頂けるよう県農業会議を通じて、政策提案をしていきたいと</p>

欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	思っております。以上でございます。
	会 長	それでは、本日の欠席委員は、竹中委員、 推進委員は、寺井推進委員、西川推進委員の3名で あります。
	会 長	次に、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 7番 長原委員、 10番 今本委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあられました、 7番 長原委員 11番 松本多美子委員 には、各案件の審議 時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。
議案 42号 農地法第3条 許可申請	会 長	はじめに、議案第42号の整理番号3番については、松本多美子 委員が関係している案件であります。 農業委員会等に関する法律第31条第1項「農業委員会委員は、 自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その 議事に参与することができない」との規定により、はじめに整理番 号1番及び2番を審議し、その後整理番号3番について審議するこ ととします。
	会 長	それでは「議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請に 対する許可決定について 整理番号1番2番」を議題とし事務局の 説明を求めます。
	事 務 局	【議案第42号 整理番号1番から2番について朗読説明】 整理番号1番については、自宅の横であり家庭菜園として利用さ れます。 整理番号2番については、ご親戚間での贈与になります。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第3条 の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、 農地法第3条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えら れます。 これで、議案第42号整理番号1番と2番の説明を終わります。
	会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、本日、 現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	長原委員 現地調査 本日、10時00分より松本委員・事務局と現地調査してきました。

<p>議案 42 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>長原委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番 譲受人の隣接地になり、少し草が生えておりましたが刈れば十分耕作は可能です。</li> <li>・整理番号 2 番 譲受人が現在も耕作していることから問題ないと思います</li> </ul>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番 油野委員 譲受人の隣接地であり耕作するには問題はありません。</li> <li>・整理番号 2 番 長原委員（現地調査で報告）</li> </ul>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員の賛成により、「議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について 整理番号 1 番及び 2 番」は原案のとおり許可決定致します。</p>
	<p>会 長</p>	<p>次に整理番号 3 番の審議に入りますので、松本多美子委員の退出手を求めます。</p> <p>【松本多美子委員 退出】</p>
	<p>会 長</p>	<p>それでは「議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について 整理番号 3 番」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>【議案第 42 号 整理番号 3 番について朗読説明】</p> <p>整理番号 3 番については、自宅の裏で農業用ハウスとして利用されます。</p> <p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。</p> <p>これで、議案第 42 号整理番号 3 番の説明を終わります。</p>

議案 42 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	長原委員 現地調査 ・整理番号 3 番 農業ハウスの利用をされておりますので問題はございません。
	会 長	この件につきまして、地区担当委員は議事に参与できませんので私の方から申したいと思います。
	地区担当委員 (代理)	・整理番号 3 番 村井会長 11 月 20 日に現地確認しましたところハウスがあり現在も使用していることから問題はございませんでした。
	会 長	それでは、ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 43 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	全員の賛成により、「議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について 整理番号 3 番」は原案のとおり許可決定致します。 それでは松本多美子委員の入室をお願いします。  【松本多美子委員 入室】
	会 長	続きまして、「議案第 43 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 43 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。 また、当該地を一部駐車場として整備を行ってしまったことにより始末書が提出されております。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 43 号の説明を終わります。
	会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。

<p>議案第 43 号 農地法第 4 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p> <p>会 長</p> <p>地区担当委員</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>長原委員 現地調査</p> <p>・整理番号 1 番 地震で被災しまして住宅再建をされるという事です。一部すでに駐車場として利用されておりました。面積が少々大きいですが家庭菜園、緑地帯として利用されると聞いております。</p> <p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p> <p>・整理番号 1 番 長原委員（現地調査により報告）</p> <p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成により「議案第 43 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>議案第 44 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、「議案第 44 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 44 号 整理番号 1 番から 9 番についてを朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番から 3 番及び 5 番から 7 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。</p> <p>整理番号 4 番及び 9 番につきましては、「おおむね 10ha 以上の規模の一团の農地の区域内にある農地」との理由により第 1 種農地と判断できます。</p> <p>また整理番号 8 番につきましては、「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり が 10ha 未満である農地」との理由により第 2 種農地と判断できます。</p> <p>それぞれ第 1 種農地、第 2 種農地と判断しましたが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 44 号の説明を終わります。</p>

<p>議案第 44 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p> <p>当番委員</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>松本多美子委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番 自己住宅ということで道路側に住宅、その後ろにドックラン等で活用されるようです。</li> <li>・整理番号 2 番 周辺は住宅用地になりますので問題はありません。</li> <li>・整理番号 3 番 宅地部分の古い建物を解体し、申請地と一体的に使用されるので問題はないと思います。</li> <li>・整理番号 4 番 現地は道路沿いに親の住宅があり、今回後ろに娘さんの自宅を建設されるとのこと。周辺への影響はないと思います。</li> <li>・整理番号 5 番 周辺は住宅が立ち並び整備されたところです。問題はありません。</li> </ul> <p>長原委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 6 番 住宅地の中の農地で問題はありません。</li> <li>・整理番号 7 番 こちらも住宅地の中の農地で草が生えておりますが、問題はありません。</li> </ul> <p>松本多美子委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 8 番 畑として利用されていますが子供さんの住宅を建設されるとのこと。すでに 1 区画建設されましてご兄弟分になります。</li> <li>・整理番号 9 番 現在ご長男さんの住宅があり、その後ろに娘さんのご自宅を建設するという事です。土留めもされておりますので問題はありません。</li> </ul>
	<p>会 長</p> <p>地区担当委員</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番 竹田委員 住宅地の中にあり、荒れておりましたが問題はありません。</li> <li>・整理番号 2 番 油野委員 家屋が連担しているところですので問題はありません。</li> </ul>

<p>議案第 44 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理番号 3 番 油野委員 店舗の後ろが農地という事で今回一体的に利用されるので問題は ありません。</li> <li>・ 整理番号 4 番 田端委員 周囲は田んぼですが、以前より土留めがされており自宅裏を畑と して利用されてますので問題は ありません。</li> <li>・ 整理番号 5 番 森内委員 すでに住宅地で整備された場所 でありますので問題は ありません。</li> <li>・ 整理番号 6 番 長原委員（現地調査により報告）</li> <li>・ 整理番号 7 番 長原委員（現地調査により報告）</li> <li>・ 整理番号 8 番 松本多美子委員（現地調査により報告）</li> <li>・ 整理番号 9 番 松本多美子委員（現地調査により報告）</li> </ul>
<p>議案第 45 号 非農地証明願 について</p>	<p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>事 務 局</p> <p>会 長</p>	<p>それでは、ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ござ いませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>全員の賛成により「議案第 44 号 農地法第 5 条許可申請に対す る意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p> <p>続きまして、「議案第 45 号 非農地証明願について」を議題とし て事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 45 号 整理番号 1 番から 2 番について朗読説明】 先月（10 月）の総会の議案第 41 号 でも審議しました継続になり ます。昭和 56 年にゴルフ場開業の際に当該地が区域内に位置して いたことをわからず長年利用していたことから今回申請に至りま した。 以上で、議案第 45 号の説明を終わります。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、この案件について、本 日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致し ます。</p>

<p>議案第 45 号 非農地証明願 について</p>	<p>当番委員</p>	<p>長原委員 現地調査 ・整理番号 1 番、整理番号 2 番 広範囲により航空写真等で確認しました。ゴルフ場の一部になっておりますので問題はないと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>次にこの件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<p>・整理番号 1 番、整理番号 2 番 田端委員 今程のご説明のとおりでして問題はありません。</p>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員賛成により「議案第 45 号 非農地証明願について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>報 告</p>	<p>会 長</p>	<p>次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>報告第 16 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出</p>	<p>事 務 局</p>	<p>【報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明  報告案件は以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>以上で、第 12 回の議案審議については全て終了しました。</p>
<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長  当番委員</p>	<p>次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、皆様の活動についてご報告していただいております。今月は農業委員 7 番、9 番の方からご報告をお願いします。  7 番 長原委員 大崎の状況をお伝えいたします。被災された住宅はほぼほぼ公費解体されました。被災された方は住宅再建に頑張っておりますし、アパートに入っておられる方もおいでます。その中で大崎公民館から内灘にかけては液状化で被害が酷かったですが、先日神社の再建</p>

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>当番委員</p>	<p>をしました。様々な意見がありましたが、復興に向けての気持ちが一つになったと感じております。ご関係者からの寄付や補助金により再建ができましたありがとうございます。</p>
		<p>次に、大崎の土地利用についてですが、畑地がありまして、地権者200人程おいでまして、耕作者は地元の方は4人程しかいません。地区外の方が10人程おいでます。その中で、10年前に農地中間管理機構を通して契約をしている状況でありまして、そろそろ更新の時期をむかえるということで手続きを始めておりますが、いろいろ手続きについて複雑で苦悩しているという事です。事務局の方が整理し進めて頂いてますが、この手続きは、これから他の地区でもこのような問題がでてくると思います。内容が変更なければ自動更新できないかということをお聞きしたいです。何か方法はないでしょうか。</p>
	<p>会 長</p>	<p>法律で期間について決められているのでしょうか。10年経てば相続の関係や問題があると思いますが。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>中間管理機構との期間の定めはあると思いますが、手続きについて事務局の方で確認します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>9番 竹中委員（欠席）</p>
		<p>Cグループ推進委員 寺井委員（欠席）</p>
		<p>吉野委員 ほ場整備事業で11月16日完成式典を実施しました。同日に高峰ファームが9月に大臣表彰受けまして祝賀会も行いました。ご関係者の皆様に大変お世話になりありがとうございました。事業期間に10年余りかかり、登記の方で地震の影響もあり1年ほど延びましたがなんとか完了する事が出来ました。ただ私が一つ問題あったなと思うのが、事業に10年かかりますと、その時頑張っ てしようとしていた方が年を重ねますので、後継者の関係など法人の内容を見直す必要があるなと思っているところです。</p>
		<p>西川委員（欠席）</p>
		<p>瀬戸委員 毎年のことですがイノシシの被害が酷くて、山側の所のみ電柵は張ってありますが、県道沿いの所は張っていませんがそこから入るようになり、畔が崩壊され重機を使用して修復しないといけない状況です。山に囲まれているのですが、住宅のすぐ横まできていますし、住宅があっても関係ない状況になっています。</p>

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長</p>	<p>イノシシ被害が増えるばかりですが、市内被害のない地区は海岸線沿いのところだけですかね。電気柵を地域全体で考えるしかないのかなと思います。ありがとうございました。 次回は、10番 今本委員、11番 松本多美子委員、来月はAグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>
<p>その他</p>	<p>会 長</p>	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
	<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員大会及び研修の収支について</li> <li>・手帳の配布</li> </ul>
	<p>事務局長</p>	<p>次回、12月の総会は、12月22日（月）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、9番 竹中委員、10番 今本委員です。推進委員の方は、Aグループとなります。よろしくお願いいたします。 今月（11月）の委員報酬は、12月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>
	<p>会 長</p>	<p>他に何かございませんか。</p>
<p>閉 会</p>	<p>会 長</p>	<p>無いようでしたら令和7年12回（11月）の農業委員会総会を終了いたします。 ありがとうございました。</p>

【14時40分終了】

議事録署名委員

会長

[Redacted]

7番

[Redacted]

10番

[Redacted]